

第 2 回 男女共同参画推進審議会 会議録

開催日時：2026 年 6 月 30 日（火）13 時 30 分～15 時 32 分

開催場所：マルシンクリスタルアージュ小ホール

出席状況	■審議会委員（敬称略） ◎会長 ○副会長 ◎大池 真知子 学識経験者（広島大学ダイバーシティ研究センター長） ○稲田 幸久 NPO 法人安芸高田市国際交流協会 松原 美和子 三次人権擁護委員協議会安芸高田市部会 吉岡 由理 安芸高田市社会教育委員の会議 俵 昌子 安芸高田市社会福祉協議会 灰谷 祐子 安芸高田市民生委員児童委員協議会 古家 奈津美 ひろしま農業協同組合 松本 早苗 安芸高田市商工会女性部 門林 隆行 安芸高田市工業会 八島 芳樹 公募 小玉 勝 公募 傳道 大敏 公募 ■安芸高田市 北森 智視 安芸高田市市民部部長 藤井 伸樹 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課課長 原田 和雄 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課課長補佐兼甲田人権福祉センター長 大足 龍利 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課係長 原田 歩野花 安芸高田市市民部人権多文化共生推進課係員
傍聴	なし
会議次第 及び資料	会議次第 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議題 ○ 第 4 次安芸高田市男女共同参画プラン「わたしとあなたを大切にするあったかプラン」（素案）について 4. その他 5. 閉会

会 議 概 要	
会長	1. 開会 今日はお忙しいなか、お集まりいただきありがとうございます。 それでは、ただいまから第2回安芸高田市男女共同参画推進審議会を開会いたします。 2. 会長あいさつ 今日の位置付けとしましては、前回ご意見ご議論をいただいた結果、市の方からあったかプランという具体的なものが出てまいりましたので、その内容を理解しながらご意見をいただければと思っております。 この後、パブリックコメントをかけて修正をした後、第3回の審議会が9月に行われるということになります。 今日は、具体的なこのプランの文言を確認しながら、皆様のご経験や現場での観察などを踏まえて、一番今日が重要な会だと思いますので、ご議論よろしく願いいたします。 3. 議題 ○ 第4次安芸高田市男女共同参画プラン「わたしとあなたを大切に作るあったかプラン」(素案)について それでは、審議事項に移ります。 既にお送りをしております第4次安芸高田市男女共同参画プラン「わたしとあなたを大切に作るあったかプラン」、この素案について事務局から説明をお願いいたします。
事務局	・「わたしとあなたを大切に作るあったかプラン」(素案)の計画の趣旨から基本方針1を説明 ・関係する箇所を資料編と資料3、修正する箇所を資料4を用いて説明
会長	それでは、各委員の方、質問・ご意見がありましたら、積極的に挙手をお願いいたします。 私の方から1点質問いいでしょうか。 修正案としてお示しいただいた(2)の②、修正案4ページで、赤字で書いてある男女共同参画の視点や多様性に配慮した防災意識の啓発を行うとありますが、この対象は市民と考えればよろしいでしょうか。
事務局	市民の皆様で、言葉の表現であったり配慮しながら啓発を行うとさせていただいております。
会長	具体的な取り組みとしては、責任者や防災に関連する人たちを集めて啓発の機会を設けたり、そのようなことを想定されていますか。
事務局	広報誌やチラシの方法もありますが、地域に出向いて説明する機会もあり、そこで担当者から女性に配慮した活動を考えていただくような説明や啓発をお願いしたいと考えております。
委員	資料編35ページの地方自治法に基づく委員の団体が16団体挙げてありますが、要は安芸高田市が設置した団体と捉えていいのですか。ほかにありますか。

事務局	調べた範囲では、このリストに載っている団体がすべてにはなっています。ここについては、法や条例で定められているもので設置された団体、審議会などを掲載させていただいております。
委員	11 ページの地域防災における男女共同参画の促進の中で、女性消防団員の活動しやすい環境づくりとあり、何となくイメージとしては、消防イコール男社会ときています。その中で、女性消防団員はどのような活動をされているのか、どのような活動を期待されているのか。
事務局	消防団員というのは、日頃民間にいらっしゃる方が火事などに消防団員として活動したり、大雨等災害のときに水防活動されております。男性社会、男性の団体で続いてきて、近年女性消防団員を安芸高田市も取り入れています。その中で活動としては、啓発や応急手当の普及が主になり、男性は消火活動、現場の活動が主になっております。 訓練も男性と一緒に最近は取り組んでいますので、その中でお互いの認識を深めていただきながら、活動できる幅が広がっているかも分かりませんし、今後、女性消防団員の意向も確認しながら進めていく必要があると思います。女性消防団の意見を取り入れながら、消防団としてどのような形がいいのか、まだ手探りの段階ではありますが、取り組んでいきたいという意味合いで掲載をさせていただいております。
会長	それに関連して、分母となる全消防団員の数はどれくらいですか。
事務局	2026 年 4 月 1 日現在で、消防団員の定員が 770 名、所属している現在の団員は 664 名となります。その中で女性が 12 名、女性の割合で言いますと 1.8%になっています。
会長	力仕事は危険で、力仕事は男がやればと皆さん思われるかもしれませんが、例えば、女性の方が地域で暮らしている時間が強かったりすると、何か活動するときの優先順位を決められたりとか、そういったときに両方の性があつた方が効果的にいろいろ活動ができるかなと思います。 どれぐらい実質的な力仕事が必要、危険性があるとか、そこは訓練で補うなどして、女性の割合が大変低いようなので、環境づくりに努めるのが重要ではと思います。 ちなみにこの環境づくりは、具体的に何か今考えられている活動とかありましたら、教えてください。
事務局	今すぐ具体的な活動というのはお示しできませんが、例えば、活動において必要な資機材の整備も一つの環境づくりであると考えております。これは予算の問題になってきますので、考えていく必要があろうかと思います。
委員	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画が資料 3 でありますが、1 ページの中でこの計画は次世代育成推進対策推進法第 19 条、そして女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 19 条に基づく市長、市議会議員、教育委員会、そして選挙管理委員会、代表監査委員、安芸高田市農業委員会、消防長が策定する特定事業主行動計画と定められています。 事前に配っていただいた資料編 36 ページに農業委員会の欄があり、委員数が 12 名のうち女性が 1 名と示されています。女性が新規就農したり就農支援を受けたり、そうした面でどのような対策がとられているのか。

	もう少し女性が就農していただいたり、支援を受けて自立してやっていけるような支援対策、それがあれば農業委員に立候補したり、そこで農業委員のお仕事の中で女性の視点であると、ちょっと違って来るかなって思うところがあります。実態はどうでしょうか。
事務局	申し訳ありません。農業委員会の施策までは把握していませんが、新規就農の関係は産業部の方で関係します。女性の就農者が増えていけば、女性の代表の方も増えていくのは言われるとおりだと思います。女性に特化したような施策は把握していませんが、新規就農の支援の中でしっかり女性の方が増えていけばいいのではないかと考えております。 この特定事業主の計画の関係は、それぞれの部局に配属されてる職員のことを指しておりまして、説明不足でしたけれどもご理解をいただければと思います。
委員	やはり、女性の進出というところを担当課や委員会の方が、女性の皆さんにアピールしていく働きかけは必要かなと感じておりますので、よろしくお願いします
委員	同じ 36 ページの中の農業委員会の二つ上、公平委員会について教えてください。
事務局	職員からの勤務条件に関する措置の要求ということで、給与や勤務時間などの改善について職員から要求があった場合に審査をしたり、また懲戒処分など不服申立てがあった場合に受け付けて審査をしたりというような、人事管理に関する苦情相談についてアドバイスするような委員会となっております。
委員	素案の 8 ページでいろいろなところに働きかけを行うとか、協力を呼びかけるものがたくさんあります。もちろんそのとおりですが、8 ページの「審議会委員の選出母体となる団体に対し、委員への女性登用について働き掛けなどを行う。」、例えば女性をこれぐらい入れてくださいという具体的な数値を示して言われるのか、その働きかけを具体的にどのように働きかけていかれるのか。
事務局	こちらの担当課の例ですが、男女共同参画審議会委員をお願いすることについて、ある程度人数目標値を定めて約 6 割の方が女性になるようにしています。地道な取り組みではありますが、文書を送って選出してくださいということではなく、私どもの担当課の方では出向いて事情を説明させていただき、女性のご意見をいただきたいという思いを伝えて選出をお願いしている方法でお願いをしています。
委員	目標は 50% を持つてからできるだけ均等になるようにしたいという言い方なのか、女性をお願いしますとか、こちらは何とかお願いしますねという言い方でしょうか。
事務局	基本的には女性を出していただけるところをある程度見据えたり、女性の代表者がいらっしゃる団体を選定してお願いをしているような状況です。
委員	これは今言うべきかどうか分かりませんが、啓発活動など講演会だったりよく人権センターなどがあります。例えば、私は親を変えようと思ったら子どもを変えなさいとよく言われました。親の意識を変えるのとても難しい。子どもは柔軟なので子どもをまず変えたら親も変わるよっていう言

	い方を先輩からよく聞かされました。 女の人の参加を促すための研修といっても、その研修に果たして女性がどれぐらい来るかなっていうのはすごく思うので。女の人がたくさん来る、女性を変えることで女性参画が変わる、男性を変えるのは難しいかなという、これは感想です。 役割分担のようなことで、男の人がある程度、これは女がすることよとかあると思うのですが、女の人を変えた方が早道というか効果が上がるかなと私は思っているので、研修なども女性をターゲットにしたような研修がたくさんあるといいなとは思っております。希望です。
事務局	啓発のことでセンターとしての考え方というか今思ってることをお伝えしますと、広島県ですとエソールが女性を対象にした研修会などをされているようですが、そのこともあって安芸高田市では女性を対象に男性を対象にという事業計画は持っていません。 男女共同参画が地域の中で推進していくためには、先ほど委員が言われた女性が変わる方がいいとか男性が変わる方がいいというご意見もあったと思いますが、センターとしてはそこは余り区別せずに、女性も男性も変わっていくべきではないかと思いつながり事業をしています。
委員	もちろんそうなんですけど、私の身の回りの実感として、女性の制限されているようなことに対して女の人自身が気づいていない部分とか、たくさんあると思います。それを気づかせるようなことがまずあれば、男も女も変わっていくかなと思っております。
委員	男女共同参画とか人権の部分について、職員の研修は今どのようにされていますか。
事務局	人権福祉センターで毎年行っているのが、人権啓発連続講座を4回ぐらいさせていただいています。そちらには、市民の方にも参加していただきますが、総務課と共同して職員にも一定数、課ごとに人数を割当てて来ていただくような事業の取り組みをしています。
委員	この素案の中の具体的な取り組みの中で、内容があって所管課と整理をされていますが、最終的に職員の方がされるわけなので、数字だけで判断するのではなくて、やはり職員一人ひとりがこの男女共同参画とか人権意識を高める中で、取り組んでいただければいいのかなと感じました。
会長	今のご意見に対して、市役所の方からはいかがでしょうか。 市の職員の、実際に行政に関わっている方の意識改革、そのところはどのようにされているかということですけども。
事務局	先ほど申し上げたとおり、年間の中で人権啓発事業に職員が参加してもらうという仕掛けは打っておりますが、そこから毎年新しい職員研修を生み出していくところまでは現在できていません。 課題としては、業務多忙ということもあって、ここ数年研修を受けていない職員はいるのではないかと考えています。職員の参加が固定化したりという問題もあって、うちの部署と総務とでどういった話をして職員研修を進めていくのが課題として一つあると考えています。
事務局	研修の話は話をしたとおりですが、それぞれの事業を進めていくのはそれぞれの担当課があります。その中にやはり人権の視点や男女共同参画を入れて事業を考えていただくというところでは、

	横断的な取り組みはすごく重要なと思っています。 先日もちょうど「こどもの権利条例」について考えるところで、教育委員会と福祉保健部と市民部とで、まずその事業を考えるところから一緒に勉強しながらやりましたが、そういった横断的な取り組みをやりながら一緒に人権意識を育てていきたいと思っていますところ。
会長	問題の掘り起こしから、現場から発想できるような形での研修は行われているということで理解しました。 次に行きたいながらも1点確認したいことがあって、農業委員会の話が先ほど出て、この農業委員会が女性のパーセンテージとか実際目立って低いと。実際どのようにしているのかというのも、もし分かる範囲で教えていただければと思います。
委員	先ほどの就農者に女性が少ないという話のところで、やはり農業は体を動かすところもありますし機械仕事もあるというところで、確かに女性が少ないというのはすごく感じています。主に家族経営が多いという中で、ご主人が経営者で、手伝いをされる奥様とか多くおられることと、産直市でいえば出荷される多品目の方というのは女性が多いなという感じがしています。 就農の支援という面でも、農業技術大学校とかへ行かれる方も男性が多いですし、吉田高校のアグリビジネス科の生徒はやはり男子生徒が多いなという感じがしています。 やはり体力的な面で女性が少ないのは、少し仕方がないところかなというところがあります。あとは、女性は性質的に細かい作業が得意なので、品目別で女性がすごく多いところがあります。
会長	何となく雰囲気は分かりましたが、力仕事と言っても最近は実際に物理的な力はそこまでかなあと思いますし、体力仕事なんでしょうけれども女性は十分体力あるかなと思いますので。 産直市はすごくおいしそうなものもたくさんあって、こういった活動が可視化されるようなことになればいいなと思いました。 次の2にいきたいと思います。説明よろしくお願いします。
事務局	・「わたしとあなたを大切にすることプラン」（素案）の基本方針2を説明 ・関係する箇所を資料3、修正する箇所を資料4を用いて説明
会長	結構項目がたくさんあって、分かりづらいところもあるかもしれませんが、いかがでしょうか。
副会長	12ページの②番ですが、働く場におけるハラスメントの防止に向けた取り組みということで、市役所として総務課は含めなくてもよろしいですか。所管課が商工観光課になっていますが、介護事業所や農業法人とかも含めると所管課が広がってくると思いますが、いかがでしょう。
事務局	言われるとおりで、そういった意味では所管課は全庁的にも広がると思いますので、再度考えて追加をさせていただきたいと思います。
副会長	資料3の4ページの育児休業の取得率ですが、育児休業の日数が示されていないと女性と男性で大分違うと思います。例えば、育児休業で1年休むのと2週間休むのではもう意味合いが大分違ってくると思いますが、考え方というかそういったところはどのように位置付けられていますか。

事務局	この表は、主に対象が男性の休暇の取得率を示すものになっております。その中で現行で言いますと、配偶者が出産をするときに休暇として配偶者出産休暇が2日取れるという休暇になっており、それが2024年度で100%になっているものです。その次の育児参加休暇が、出産予定の8週間前から出産から1年の間で5日取れる内容となっております。 今度は育児休業になった場合は、無給の扱いになるということですので、そこらの生活費のリスクであったり勘案しながらの取得になってくると考えられます。 この表については配偶者出産休暇と育児参加休暇を抜粋して、まずはそれらをしっかりと取得率を上げていくという目標を立てていることとなっております。
副会長	無給になるのは何日休んだらということがありますか。
会長	実質的にはその間保険とかも払わなくてよいのと、手取りのには何週間何か月かは8割だったり、詳しい数値は把握していませんが、お金の面ではそこまでマイナスじゃないのかなと思います。 そもそものご質問が、要はなんちゃって育休も含まれているだろうということだったと思うので、そこは義務として計画で出していく数値ですが、市の取り組みとして大体平均どれだけだったのかとか、大体何日の人が1番見込んであるとか、数値化されたいいのではないかと。中で見える化していますか。
事務局	そちらの方は確認不足ですので、手元にお示しできるものが現在ありません。申し訳ありません。
会長	数値がいいと、市役所えーのと言われてしまうかもしれませんが、中での取り組みの指標としてご準備いただけたらと思います。 ここの部分、主には働く場におけるということ、あるいはワーク・ライフ・バランスといったことが出ておりますので、何かお気づきの点とか、現場でなかなか難しいのはこうじゃないかとか、教えていただけたらと思います。
委員	一民間企業に勤めておりまして、以前から比べるとすごく意識が変わっているようには感じます。特に30代以下ぐらいの若い方は、男性の育児休暇の期間でいうと短いのは短いのですが、100%取られています。女性は期間でいうと1年休みますけれども、男性は長くても2か月ぐらいです。 ただ意識は変わってきていて、誰か1人が取り始めると次はおれもってなっているのかなという感じです。やはり周りがやっていると自分も取りやすいなという意識付けが進んできているかなと思います。
会長	ロールモデルとか、こういう取り組みがあるよっていう周知等がされていますか。
委員	今までそういったのはなかったのですが、意見を寄せ合っとか勉強会が中心になっていますので、こうやってお話を伺っている中で今後持ち帰って考えたいなと思っています。
会長	生産の場をしっかりとやるには、家での様々な子育てとか介護とかがないと、すぐに社会全体として進んでいきません。ぜひともそちらの方も取り組みを進めていただければと思います。

	とても盛りだくさんの内容ですので、また後で思い出したことがあったら、いつでも手を挙げてご発言願います。 では次の3にいきましょうか。よろしくお願いします。
事務局	・「わたしとあなたを大切に作るあったかプラン」（素案）の基本方針3を説明 ・関係する箇所を資料1、修正する箇所を資料4を用いて説明
会長	ご意見ご質問などありましたら、よろしくお願いします。
委員	今の説明の要保護児童対策地域協議会、初めて聞く言葉なんですけど、この構成はどのような構成ですか。行政関係者だけですか。
事務局	こちらの方は、まず市役所の家庭児童の問題の対応をすることも家庭センターの職員、それから例えば県の北部のこども家庭センターの職員、警察署の方、教育委員会の担当者、それに生活困窮が関わってきましたら市役所の社会福祉課の担当者、そのケースの方が関わっている市役所の担当や県の担当の職員が一堂に会して、その方の経過を報告し合ったり状況を確認して、今後も見っていく必要があるかどうかなど協議をしているところです。
委員	資料1の取り囲む機関の丸い外にやっぱり民間の団体とかあり、地域でその人に1番近い、例えば民生委員ですね。1番近いところで見守りができる人たちの協力もとても大事だと思います。 私の地域で考え感じるのは、そこが意外とシャットアウトっていうか、知らぬ間にそういうことがあったっていうのを見聞きしたりするんです。難しいと思うけど守秘義務は当然だし。しかし、以前はもっとそこがハードルが低くて、いろいろな情報を入れていただいて、あそこちょっと気になるから見守ってねということがあったけど、最近はそれが非常に垣根が高くて。 だから、今ももちろん行政を進めるべきそういう事項ではあるけれども、図で示してあるように民間の福祉ボランティアも、これからの方法としてちょっと知恵をかしてとかあるといいなと、この図や今の説明を聞きながら思いました。
事務局	過去と比べられると大変難しい状況になっているのもご理解いただいて、活動も難しくなっていると思いますが、大変心強いお言葉をいただきました。 行政の方で支援をして自立をしていくというのが目標ですが、その方たちが通常に生活する上で、1番近くにいる支えになるのがご家族であったり、周りの地域の方だったり、民生委員も本当に近い存在であると思います。 その方たちの協力があってはじめて、例えば社会復帰ができるとか、通常の生活に戻れるとかのステップがより早くいくと思うので、できる限りそうしたことは福祉部局を中心になりますが、考えていきたいと思いますし、地域を支えていくためにはそういった仕組みが必要だろうと感じております。人権部門でその視点で進めさせていただきますけれども、もちろん皆様のお力をお借りしたいし、例えば居場所づくりのところでもイベントをするときには、皆様のお声かけやご協力をぜひいただきたいと思います。
委員	16ページのところで、具体的な取り組みの中に人権擁護委員の取り組みを入れていますが、実際

	に向原高校だけ行っています。そこで感じるのは高校じゃ遅い、中学校からぜひという思いがあって、ここに中学校も入れていただきたいという思いがあります。 18 ページに関係機関での一時保護や緊急的な保護という言葉がありますが、これは安芸高田市内でその場は確保されていると考えていいですか。
事務局	こちらの方が担当課が把握してる部分なので、同じ市役所内でもどこに何があるという情報は課が違えば把握はできておりません。
副会長	今の宿泊の話ですが、国際交流協会で多文化共生センターきらりを運営していて、これがもともと少年自然の家だったので、他県の自治体から連絡があったことはあります。 これは安芸高田市で起こって安芸高田市の避難というのは難しいと思います。ほかの市域を越えた連携とかも、これから模索していかないといけないのかなと思っています。
会長	この3の女性に対するあらゆる暴力のという中の、(1)と(2)に分かれていて、今まで相談や啓発が恐らく行政のミッションだったと思いますが、今回、自立支援も入ってきたという理解でよろしいですか。
事務局	この部分が今回、DV防止及び困難女性支援基本計画という形で、その計画を踏まえた内容となっております。前回の方を崩して、今回、分かりやすく啓発、相談支援、一時保護、自立支援と今後の居場所づくりという組立をさせていただいた状況です。 明確に一時保護の部分と自立支援は書かせていただいた状況と、また居場所づくりも現行で取り組んでいるものも取り入れさせていただいた内容です。
会長	結局、地域の活動団体であるとかシェルターについて、行政のミッションとして連携して責任持ってやろうよという流れだと思うので、今日いろいろな方から今後民間と行政との連携というところでご意見いただいています。どのぐらいそれを明確にポイントで書けるのかというのは難しいかもしれませんが、そのような理解でおります。 ほか、この3の計画についてはいかがでしょうか。(意見なし) それでは、次の4の多様性と人権を尊重する市民意識の醸成の説明をお願いします。
事務局	・「わたしとあなたを大切にすること」(素案)の基本方針4を説明 ・修正する箇所を資料4を用いて説明
会長	ご意見、コメント、質問などがありましたら挙手をお願いします。
委員	固定的な性別役割分担意識、そこすごく根強いところを解消していくのはすごく難しいなと思います。やはりいろいろな場を利用して啓発していくしかないのかなと。確かに若い人の感覚はすごく変わってきています。さっきの育児休暇だけじゃなく、うちの子どもの世代を見ても家庭での役割分担は、これは妻がやることみたいなことではなくて、できるものができることをするみたいに変わってきているなとすごく思います。 啓発をしていく場合にも、ある程度関心がある人は講演会にも来てくださりますが、そうでない

	ところをどう耕していくかはすごく難しい問題だなと思うし、最近すごく引っかかるのが、もう根づいてる意識、かなり高齢の方に多くなって思います。それが地域の中で見たら、農業委員会に女性がいないじゃないけれども、そういったところにも結びついてくる。あれは女がやることじゃないみたいな感覚というのは、地域の中に根強く残っているのかなあという気がします。 その辺をどのようにして掘り起こしていくのがいいか、いい知恵があったら出したいところですが、やはり考えていく必要があることじゃないかなと思いました。感想になりましたが。
会長	先ほどデートDVのところ、市内高校などと書いてあって、中学が必要じゃないかというご御意見がありました。この案をつくるにあたって、やはりデートDVは高校レベルで、こちらの小中学校は性の多様性や男女平等とか、そのようなもっとベースのところを学習させようという意図ですか。
事務局	特に今回の方針4の学校教育のところは、目標は大きな人権啓発、多様性が目標です。 ただ、そこにいきなりというわけではなくて、学校教育の中でもしっかりと性の多様性の課題は取り組まれているということです。まずはそこをしっかりと押さえて、そこから最終的には人権全般の広がりを持っていけたらと考えて、ここの学校教育の部分については、ジェンダーと性の多様性という言葉に掲載させていただいております。
委員	DV防止の社会意識の醸成と相談体制の充実というところの16ページで、先ほどご意見出されたと思いますが、人権擁護委員による市内高校等の啓発、これは中学校からというのをしっかりと捉えておいていただけたらと思います。最近子どもたちの思春期は年齢が下がっておりますので、やはりそれが必要かと思いました。
会長	このことに関して、ほかの方の御意見がもしありましたら。 もし変更というか修正するのであれば、もう少し具体的な感じでご意見をいただけたらと思いますが。活動されていてのご実感だということだとは思いますが、いかがでしょうか。 審議会からの意見で、じゃあ中学も書こうみたいな変更はありますか。それだといいいのですが。
事務局	教育委員会に確認を取らせていただいて、それで了承があれば、次回の会議のときには今度は案ということで今回の修正箇所を訂正して提示させていただきます。そこで市内中学校・高校等という文章で修正をできれば、そうさせていただきたいと考えております。
会長	今、生命の安全教育ということをかなりされていて、そこにはデートDVも含まれていますので、ここの暴力の部分はさすがにやらないといけないだろうということ。その文言を入れておく方法、学校教育における多様性に関する教育の充実のところに入れるのか、何か明らかにそのテーマにコミットできるような、そういった取り組みに落とし込めればなというのが意見です。 ほかにはいかがでしょうか。 この最後の4までできましたが、それに限らず1番からでも言い忘れたとか、また後で思いついたことがあれば、自由にご発言ください。
副会長	これをホームページに載せて、パブリックコメントをいただく形になるのですか。

事務局	では、今後のスケジュールについてもあわせてご説明させていただきます。 次第の方をご覧ください。 本日が第2回の審議会をさせていただきますして、今後7月からパブリックコメントということで市民の方からの意見をいただく取り組みになります。 今回の素案を修正した部分を本日皆様にご承認いただけたとご理解をさせていただいておりますので、修正を整理しまして、まず素案を案にしてきれいな状態にさせていただこうと思います。 それをホームページに掲載をして、各支所にこの紙の文書も窓口で置かせていただいて、市民のご意見をいただくようになります。 そこで、大きな修正に関わるものがあれば、また第3回のときに審議を深くいただくようにはなります。大きな変更がなかったりこのままの骨子で簡易な修正で済むような事案であれば、第4回の確定を待たずして、第3回で採決をとっていただいて、このプランは完成ということになる状況になります。 今日でこの素案は終わりました、本日ご議論いただいたご意見や修正を踏まえまして、今度は案にさせていただいて、市民の皆様にご提示できるような状態にさせていただきます。
会長	4. その他 もうそろそろ時間が来ておりますが、何か一言言っておきたいとか何かありましたらいかがでしょうか。 私の方から情報提供ですけれども、ここいほ hiroshima という団体が広島で性の多様性に限らず、一人ひとりを尊重する教育に取り組んでいます。そのホームページを見てもらうと、小学校の1年生向け2年生向けというように学年ごとの教室の案みたいなものが提示されていて、広島市内の幾つかの小学校でやってかなり成功しているものです。 よろしければ、ぜひご覧ください。 5. 閉会 閉会にあたり、稲田副会長からご挨拶をお願いいたします。
副会長	2時間という長時間ではございましたが、皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。 昔の昭和中頃ぐらいまでの小説を読んでいると、耐え忍ぶ女性が美しいみたいな、そういった表現が出てきたりとか、それを美しいとする小説が結構あります。今の時代では、このようなものは書けないなと思います。そう思わせるというのは、女性が男性よりいろいろな面で権利的に制限されているというところが、皆さんが間違っているんじゃないかという声が上がってきたから、そのような社会がつくられてきたのだらうと思っています。 今日皆さんが話をすごい熱心にしていただいて、僕もすごく考えました。パブリックコメントを通して、市民の皆さんにぜひぜひ素案を読んでいただき、しっかり考えていただいて、それでまたそのような社会が醸成していけばいいのかなと思っています。
会長	それではこれにて、閉会したいと思います。 今日は、どうもありがとうございました。

